

参考資料5 最高濃度検出井戸の汚染原因と対策等

項目	濃度 (mg/L)	都道府県等	飲用の 有無	調査区分	汚染原因	都道府県等の対応状況等
鉛	0.074	岩手県 一関市	無	概況調査	不明	汚染井戸周辺地区調査として約500mの範囲で調査を実施した結果、不検出。当該井戸は、これまでも飲用利用していない井戸であり、今後も飲用しないよう指導済み。平成17年度から定期モニタリング調査を実施。
砒素	0.22	福岡県 立花町	有	汚染井戸 周辺地区調査	不明(自然的要因と推定)	井戸所有者に測定結果を通知するとともに飲用指導を実施。砒素除去能力のある浄水器を設置済み。今後も、汚染状況の監視を継続していく予定。周辺には、原因となりうる事業所等は過去も含めて存在せず、自然的要因と推定しているが、原因究明のための調査も実施予定。
総水銀	0.0053	京都府 宇治市	無	汚染井戸 周辺地区調査	自然的要因の汚染と推定される。	井戸所有者に測定結果を知らせ、井戸水の使用方法について指導を行った。また、当該地区で定期モニタリング調査を行い、汚染状態の監視を継続している。
四塩化炭素	0.0034	山口県 周防大島町	有	概況調査	不明	井戸所有者に対して、測定結果を通知するとともに飲用指導(上水道への切り替え指導を含む。)を実施。汚染井戸周辺地区調査を実施し、他に汚染された井戸がないことを確認。汚染原因となる工場等がないことを確認。今後は、定期モニタリング調査を実施。
1,1-ジクロロエチレン	0.077	愛知県 名古屋市	無	概況調査	不明	汚染井戸周辺地区調査を実施済み。井戸所有者に対して、測定結果の通知及び飲用指導実施済み。周辺井戸所有者に対して、飲用指導実施済み。定期モニタリング調査による汚染状況の監視を継続。
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.41	大阪府 大阪市	無	概況調査	不明(周辺に発生源となるような事業者等はない)	当該井戸所有者には、汚染状況を周知し、飲用しないよう指導。平成17年度汚染井戸周辺地区調査を実施。

項目	濃度 (mg/L)	都道府県等	飲用の有無	調査区分	汚染原因	都道府県等の対応状況等
1,1,2-トリクロロエタン	0.067	山口県 美祿市	無	概況調査	不明	現地に、「地下水汚染連絡会議」を設置。当該井戸所有者に対して、結果を通知するとともに飲用指導(上水道への切り替え指導を含む。)を実施。汚染井戸周辺地区の井戸所有者等に対して概要を説明し、水道水の使用について周知。汚染井戸周辺地区調査により、汚染範囲を特定。(当該井戸のみ。)汚染原因となる工場等がないことを確認。今後は、定期モニタリング調査を実施。
トリクロロエチレン	7.6	茨城県 常陸大宮市	無	汚染井戸 周辺地区調査	事業者における過去の揮発性有機化合物の不適切な管理によるものと推定	汚染井戸周辺地区調査及び周辺事業所の立地状況等の調査実施済。環境基準を超過した井戸所有者には飲用しないよう指導済。現在、汚染原因者に浄化対策を指導中。今後は、定期モニタリング調査による汚染状況の監視を継続。
テトラクロロエチレン	0.38	愛知県 蒲郡市	有	汚染井戸 周辺地区調査	不明	井戸所有者に対して、測定結果の連絡及び飲用指導実施済み。定期モニタリング調査による汚染状況の監視を継続。
セレン	0.050	長野県 松本市	無	概況調査	近隣事業場の敷地内地下浸透池で、昭和30年代までの一定期間、排水の地下浸透処理が行われていた履歴に起因するものと推定される。(水質汚濁防止法による有害物質を含む水の地下浸透の禁止は平成元年、セレンの排水基準適用は平成6年)	近隣事業場周辺の井戸水検査、周辺井戸所有者を対象とした説明会(リスクコミュニケーション)の開催、基準超過井戸所有者への上水道切替等を実施した。また、事業者は敷地内調査とバリア井戸揚水、汚染箇所への舗装や土入替え等の浄化対策を継続実施している。更に事業所内外の井戸水検査(モニタリング)や水位測定を継続実施している。
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	76	千葉県 野田市	無	汚染井戸 周辺地区調査	不明	井戸所有者に対して調査結果を通知。
ふっ素	4.9	愛媛県 吉海町	無	汚染井戸 周辺地区調査	地質(広島花こう岩)等の自然的要因と推定	井戸所有者に測定結果を通知し、飲用しないよう指導を徹底済み。
ほう素	5.9	埼玉県 東松山市	無	概況調査	不明	井戸所有者に測定結果を通知し、地下水の飲用指導を実施。汚染井戸周辺地区調査を実施し、汚染範囲を特定した(他に基準を超えた井戸なし)。今後、定期モニタリングにより監視を行う。

継続して監視している定期モニタリング調査を除いて掲載している。

参考資料6 要監視項目の調査結果について

1. 調査結果

平成16年度は、1,054本(39都道府県)の井戸において測定が行われた。トランス-1,2-ジクロロエチレンについて、728本中1本(超過率0.1%)、塩化ビニルモノマーについて、48本中1本(同2.1%)、全マンガンについて、68本中21本(同30.9%)の井戸で指針値の超過が見られた。

なお、全マンガンについて、指針値の超過率が高い原因は、1自治体が超過地点(自然由来)の周辺において汚染範囲を確認するために実施した調査(20本中15本が超過)も含むためである。

地下水における要監視項目の指針値超過状況

項目名	平成16年度				平成6～16年度				指針値 (mg/L 以下)
	調査 井戸数	超過 井戸数	超過率 (%)	調査 自治体数	調査 井戸数	超過 井戸数	超過率 (%)	調査 自治体数	
クロホルム	620	0	0	15	4,193	0	0	44	0.06
トランス-1,2-ジクロロエチレン	728	1	0.1	16	8,019	2	0.0	42	0.04
1,2-ジクロロエチレン	468	0	0	13	3,224	0	0	42	0.06
p-ジクロロベンゼン	469	0	0	13	3,225	0	0	42	0.2
イソキサゾン	267	0	0	11	2,264	0	0	43	0.008
ダイアゾリン	271	0	0	12	2,312	0	0	43	0.005
フェニトキサゾン(MEP)	275	0	0	13	2,301	0	0	43	0.003
イソキサゾン	267	0	0	11	2,258	0	0	43	0.04
オキシ銅(有機銅)	271	0	0	12	2,222	0	0	42	0.04
クロロニル(TPN)	271	0	0	12	2,290	0	0	43	0.05
プロピザミド	267	0	0	11	2,274	0	0	43	0.008
EPN	462	0	0	16	5,086	0	0	47	0.006
ジクロロボス(DVP)	276	0	0	12	2,196	0	0	43	0.008
フェノカルブ(BPMC)	272	0	0	11	2,206	0	0	43	0.03
イソキサゾン(IBP)	275	0	0	12	2,169	0	0	43	0.008
クロロニル(CNP)	295	0	0	11	2,474	-	-	44	-
トルエン	500	0	0	14	3,634	0	0	42	0.6
キシレン	495	0	0	14	3,617	1	0.0	42	0.4
フタル酸ジエチルヘキシル	294	0	0	12	2,336	1	0.0	41	0.06
ニッケル	383	0	0	14	3,049	-	-	43	-
トリブテン	287	0	0	11	2,453	2	0.1	41	0.07
アンチモン	434	0	0	14	3,069	-	-	42	0.02
塩化ビニルモノマー	48	1	2.1	31	48	1	2.1	31	0.002
エチルクロロヒドリン	48	0	0	31	48	0	0	31	0.0004
1,4-ジメチルベンゼン	53	0	0	31	53	0	0	31	0.05
全マンガン	68	21	30.9	32	68	21	30.9	32	0.2
ウラン	48	0	0	31	48	0	0	31	0.002

(注)1 要監視項目とは、人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質である。なお、平成16年3月に、塩化ビニルモノマー等5項目が新たに要監視項目に追加された。(p-ジクロロベンゼン等2項目については、指針値を改正した。)

- 2 都道府県の水質測定計画に基づき測定された結果および環境省が実施した存在状況調査をとりまとめたものである。
- 3 評価は年間平均値による。